

岩手県告示第34号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社土屋工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町出ル町字稲荷田28番地1
 - ウ 代表者の氏名 土屋隆広
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第6768号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年12月25日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年12月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 復興設備株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大只越町一丁目4番8号
 - ウ 代表者の氏名 近藤正彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第110079号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年12月16日付けで電気工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年12月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 ウエサカ建築
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市山口五丁目5番20号
 - ウ 代表者の氏名 上坂喜市
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第120051号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年12月1日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。